

<規定例>

(卵子凍結のための福利厚生制度)

第●条 対象となる卵子凍結を行う従業員は、未受精卵子の凍結保存の医療行為に係る費用として、対象となる医療機関に支払った額について、1人当たり20万円を上限として助成を受けることができる。

2 対象となる卵子凍結とは、加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子の凍結とする。採卵を実施したが卵子を凍結できなかった場合を含む。ただし、以下は対象に含まない。

(1) 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合

(2) 不妊症と診断された者が実施する卵子の採取(配偶者の男性不妊治療に伴う卵子凍結を含む。)

(3) 助成を受けようとする卵子凍結に係る医療行為について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に係る給付の対象となり、その給付を受ける場合

3 採卵を実施した日における年齢が40歳未満であること。

4 助成の対象とする項目は、未受精卵子の凍結に係る一連の医療行為(「採卵準備のための投薬」「採卵」「卵子凍結」とし、対象とする費用は上記の医療行為に要した費用とする。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の卵子凍結に係る医療行為に直接関係のない費用は対象外とする。

5 東京都福祉局が実施する「卵子凍結への支援に向けた調査事業」における登録医療機関の利用を必須とする。

6 助成を希望する者は、支払った金額の分かる領収書等を添付の上、別途指定する様式により申請を行うものとする。